

第5回FLECフォーラムプレセッション②

「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

家庭養育推進自治体モデルプロジェクト「山梨県」

「代替養育児童のパーマネンシー・プランニング・モデルの開発的研究」

淑徳大学短期大学部 教授

早稲田大学社会的養育研究所 客員上級研究員

佐藤 まゆみ

日本財団と山梨県による「家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定」

○日本財団と山梨県は、里親委託などの家庭養育の推進や、親子支援・親子分離の予防などに取り組むことにより、すべての子どもの権利が尊重され、安全で安心してあたたかい家庭において育つ社会の実現を目指すため、共同プロジェクトを実施

○本事業を通じ、家庭養育推進の成果、課題等を検証し、全国において同様の取組を広げていくためのエビデンスの蓄積と、モデルの構築を目指す

1 協定名 **家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定** [期間: R3.4.1~R8.3.31 (5年間)]

2 締結日 令和3年3月24日

3 締結者 **日本財団、山梨県**

4 役割

日本財団

・事業実施に伴う費用について、県との協議により決定した団体に対し、**最長5年間、5億円規模を想定して助成。**
(1億円/年×5年間=5億円)

山梨県

・令和7年度末までに、**3歳未満の里親委託率75%達成等、家庭養育推進に努め、成果検証(早稲田大学養育研究所が実施)のためのデータ提供。**

5 事業内容

- (1) 里親委託・特別養子縁組の推進
- (2) 親子支援、親子分離の予防、
子どもの家庭復帰の促進
- (3) 乳児院・児童養護施設の機能転換、多機能化
- (4) 子どもの権利の保障
- (5) 自治体及び民間団体の研修
- (6) その他、家庭養育の推進に必要と考える事業

【令和3年度実施事業】

実施法人名	事業名
(福)山梨立正光生園	①研修棟整備事業【子ども家庭福祉SW専門職の養成施設建設(5)】 ②里親支援及び地域の子育て家庭支援事業フォスタリング機関【フォスタリング事業(1)、乳幼児短期緊急里親モデル事業(1)(3)、子育て家庭支援事業(2)、SW人材育成研修(5)】
(福)子育て発達の里	①里親リクルート及び地域の子育て家庭支援体制強化事業【里親啓発活動(1)、子育て家庭支援事業(2)(3)】 ②フォスタリング機関事務所等整備事業【フォスタリング機関事務所建設(1)】

山梨県と日本財団との協定と目標

- ▶ 協定期間:令和8年3月31日まで(最大)
- ▶ 目標①:3歳未満の里親委託率向上
- ▶ R3年度末54.5%→R4年度末64.4%→R5年度末71.1%→R6年度末75%
- ▶ 目標②:里親登録数を毎年13家庭純増、5年間で65家庭の純増

*社会的養護を必要とする乳幼児につき、まず実親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマネンシー(永続的な家庭)保障を目標とする

- ▶ 目標③:遺棄児や予期しない若年妊娠等で、支援があっても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する。

*児童相談所に1名は、常勤専属の里親担当者をおく。

*その他の目標については、毎年の事業の進捗により協議して定める。

県内の実践のより良い発展のための事業評価・検証・支援

1. 家庭養育の推進に向けた関係者との協働・事業評価、検証と研修等の支援

- ▶ **事業評価・検証部分**: モニタリング指標の継続的分析: 県内の社会的養護体制の実態の変化を追っていく
- ▶ **研究部分**: パーマネンシー・プランニング実践モデル構築研究: 乳児院及び児童養護施設に措置された児童に対して家庭養育とパーマネンシーを保障する児童相談所のケースマネジメント実践モデルを開発・実施し、その支援プロセスと成果を検証
- ▶ **協働・研修等の支援部分**: 児相・民間機関に対し研修やプロジェクト・マネジメント・チーム(PMT)を開催し、実践を通じた目標の実現に向けて取り組みを深めていく

2. 市町村の在宅家庭支援機能の充実を目指す研修、情報提供等の支援

- ▶ 都留児相管内地域の家庭支援充実のため、里親家庭、要支援家庭を中心に、ショートステイなど宿泊機能を持つ児童家庭支援センターの新設計画、情報提供等で協働
- ▶ 地域の社会資源の状況把握、開発、充実、活用のため、近隣市町村への研修や情報提供を行い、山梨県、児童相談所、市町村、民間機関が連携できる体制づくりを目指す

山梨県内の社会資源の状況

- 児童養護施設: 7
- 乳児院: 2
- 自立援助ホーム: 1
- 児童自立支援施設: 1
- 児童心理治療施設: 1
- ★ 児童家庭支援センター: 1

児童相談所(2か所)

- 中央児童相談所(24名) ●部分
- 都留児童相談所(7名) ●部分

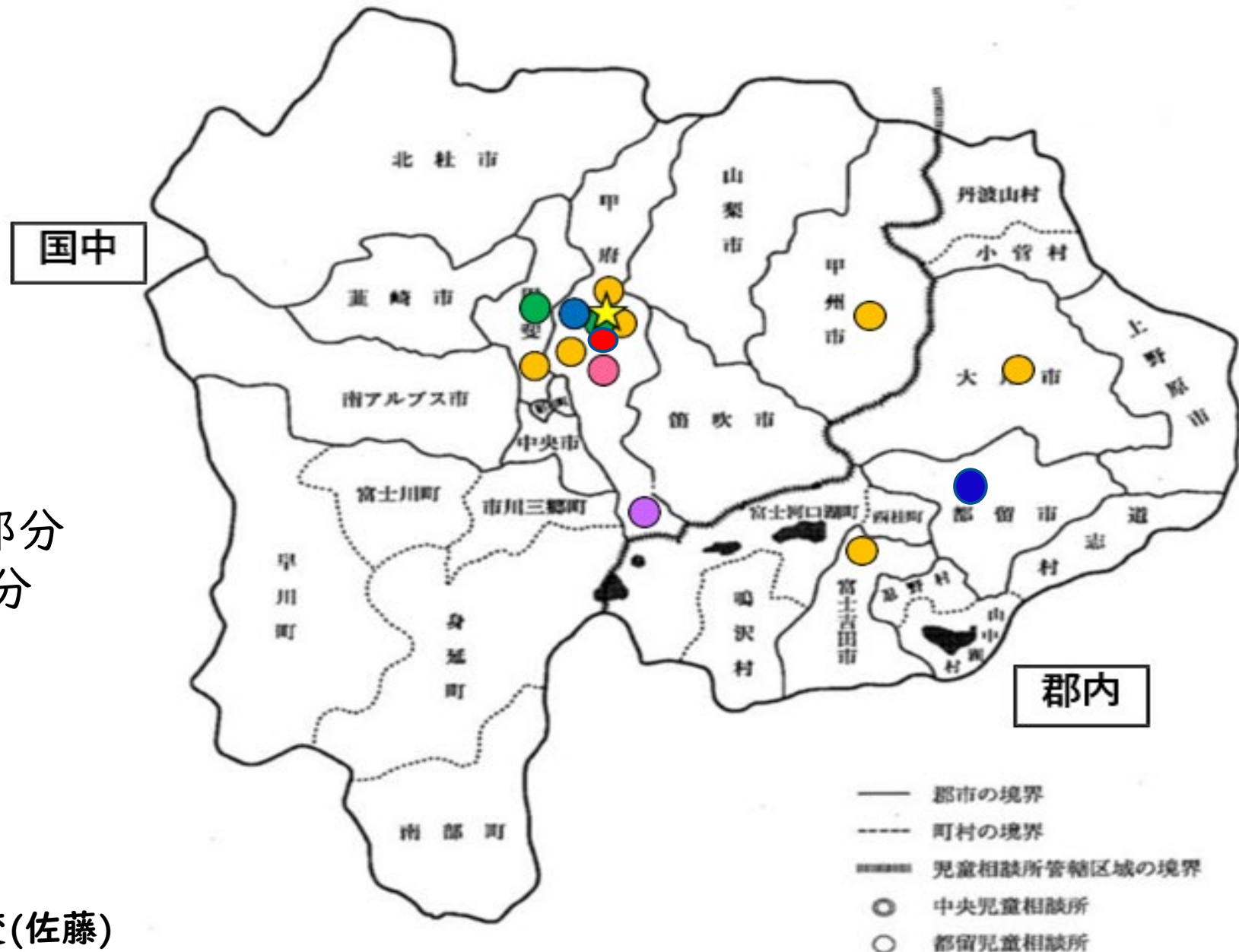
人口(令和4年11月1日現在)

801,619人

国中: 631,991人

郡内: 169,628人

※山梨県内で使用している研修資料を改変(佐藤)



山梨県における課題と家庭養育推進のための方策

理念

家庭養育推進原則
(児童福祉法)

制度

家庭支援(在宅)、家庭養護(里親、
特別養子縁組)(児童福祉法)

方法

★パーマネンシー保障の
ための実践方法、モデル

現状

山梨県の現状と課題

- ▶ 児童相談所職員、関係者の家庭養育推進に関する意識の向上
- ▶ 里親委託率の段階的向上、特別養子縁組の推進
- ▶ 里親制度に対する認知、里親リクルート、研修の充実
- ▶ 乳幼児短期緊急里親事業の実施
- ▶ 活用可能な社会資源の偏り
- ▶ 家庭復帰、家族再統合、Well-beingのための地域資源の充実
- ▶ ショートステイ、一時預かり事業等、在宅家庭支援の推進

福岡市の取り組みを参考に

福岡市
家庭養護だけでなくパーマネンシーも重視した実践・施策へ

パーマネンシーの質を高める要素

意図と傾倒

家庭が続いていくことが意図(Intent)されていて、家族が子どもに傾倒(Commit)している

共通の未来

当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している

所属感

子どもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている

Emlen et al. (1977: 10-11) Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care

パーマネンシー

共通の未来への永続的なつながりを当然の前提として、傾倒的な関わりの中で安心や所属感を感じさせる家族がいる養育環境

- 安全で妨げられない情緒的な結びつきと、将来への予測可能性
- 安定したアタッチメントの形成、アイデンティティの獲得
- 生涯にわたるWell-beingへ

山梨県に限らず、なかなか理念が結果に結び付いていない...

山梨県におけるパーマネンシープランニング実践モデルの展開と研究所の役割

県児童福祉主管課 協定 日本財団

乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設

- ・早期の家庭復帰支援
- ・家庭への専門的支援

協働

児童相談所

- ・家庭移行支援
- ・家庭復帰、親族養育、家庭養護の検討

協働

フォスタリング事業等
実施法人エール、テラ

- ・里親の開拓、マッチング、委託後支援・調整、乳幼児短期緊急里親事業

児童家庭支援センター
立ち上げ くずはの森

- ・宿泊型の支援や相談の提供
- ・児相・市町村との協働

協働

社会的養育研究所

- ① PPM実践構築研究
- ② マクロ・メゾ評価
- ③ PMT、関係づくり
- ④ 児相・施設・市町村研修

市町村

- ・地域子育て支援事業の充実
- ・家庭復帰後の家庭支援体制の構築



パーマネンシーゴール (Permanency Goals) とは
理念的な定義としては、
共通の未来への永続的なつながりを当然の前提として、傾倒的な関わりの中で安心や所属感を感じさせる家族がいる養育環境
を提供できる安全な家庭へ措置解除または措置変更すること

相談援助活動の原則 (児童相談所運営指針 2018~)

- ・家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は親族・知人による養育 (親族里親、親族による養育里親、養子縁組)、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。

本実践における「パーマネンシーゴール」(具体的な定義)

- ① 出身家庭へ復帰し、実家族のもとで安全に育つ【家庭復帰】→家庭維持
- ② 親族や親の知人など実家族とのつながりを感じられる家庭で育つ【親族養育移行】
(親族との養子縁組、親族里親委託、親族による養育里親などの枠組みに基づく養育を優先)
- ③ 特別養子縁組の養父母候補者である養子縁組里親への委託【特別養子縁組】
- ④ 養育への関与や親子交流を継続する家族との協働による里親養育【養育里親移行】
(家族交流がない子どもが長期委託された養育里親の特別養子・普通養子となることも推奨)

→子どもの時間感覚を重視し、パーマネンシープランに基づく十分な支援・交流、定期見直しなど強固なケースマネジメントにより早期達成をめざす

PPM実践の実行に向けた準備

- ▶ 協定にある里親家庭の純増や特別養子縁組の推進等の目標は、PPM実行にあたっての基盤
- ▶ 一方、施設養護の長期化、施設養護を家庭養護に切り替えていくだけでは、子どものパーマネンシー保障が叶わない。分離の期間が長くなれば、家庭復帰が難しく、社会的養護からの自立を余儀なくされる現実がある。早期の家庭復帰や親族養育、家族との交流による継続的な関係の再構成は、児相が適切にケースマネジメントすることでよい成果が出ることを福岡市が実践の中で明らかにしてきた
- ▶ そこで、山梨県においてパーマネンシー・プランニング・実践モデルと実践の評価方法を実践することにより、実証的に実践モデルの構築を図ることとした
- ▶ 2か所の児童相談所で実際にマネジメントの担当者として想定される2名の職員、県庁、福岡市職員福井氏、研究所の4者で下記の手続きを進めてきた

- ▶ ①実践のベースラインとなるデータ収集のためマクロ指標・メゾ指標を検討
- ▶ ②研究倫理審査を通してデータの収集・入力
- ▶ ③指標の暫定的な結果を部分的に確認
- ▶ ④PPM実践ガイドラインとフィデリティ・チェックリストの作成、加筆・修正等の検討
- ▶ ⑤実践に向けたガイドラインの周知のための児相職員研修(プレ1回、連続3回実施)
- ▶ ⑥県要对協市町村部会及び施設長会でのPPMについての説明・周知

PPM実践の実行に向けた準備

- ▶ PPMのケースマネジメント自体は、児童相談所を中心として実施する。しかしながら、PPM実践にあたっては、自治体モデルプロジェクトの取り組みの中で、研究所として課題提起した山梨県内の現状と課題への取り組みも併せて行う必要があった。特に、
- ▶ ①県内社会資源の偏りへの対応
- ▶ ②早期の家庭復帰を推進するための関係者の意識の醸成
- ▶ ③家庭復帰を支える地域の家庭支援体制の構築

を県内で、同時に推進すべき課題と認識して対応を進めることを計画した

- ①については、都留見相管内の児童家庭支援センターの創設に向けた協働
- ②については、PPMの児童相談所研修と施設長会でのPPMの説明会を実施
- ③については、2021年度2月から全県市町村を対象とした研修を実施

これらをベースに、2023年4月よりPPM実践を開始する

PPM実践の実行に向けた転換点

- ▶ ベースラインをとる議論の過程で、試行的に施設入所児童のメゾ・データ入力をした際、長期にわたる入所措置児童の保護者や親族との面会・交流の少なさや施設養護からそのまま自立に至っている実態を視覚的に認識したことが、一つの取り組みの転換点となった
- ▶ 措置決定で子どもの安全な生活ができることに関係者が安心してそのままにしてしまうのではなく、生活の場は家庭養育優先原則に基づき、できる限り家庭と同様の養育環境として里親・ファミリーホームを優先しつつ、早期に家庭復帰が可能となるよう、家庭環境調整や親族を含めた面会・外泊等の交流を行う必要性があり、それを可能にするためのケースマネジメントと、それができる体制として福岡市の家庭移行支援係のような体制を模した取り組みを作っていこうとする動きが見相内で活発化していった
- ▶ 県庁もその動きや体制に理解を寄せて、仕組みとして定着させる見通しの検討を進めることになった

→実践の結果がデータ化されることで、客観的に状況を認識し、そこから課題を見つけて対応するための方策の検討、実現に向けて進んでいこうとする原動力となっている